

令和3年 第12回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年12月9日(火) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (1人) 2番長井進

5. 会議書記 事務局主事 服部 奨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第27号

農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第28号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(令和3年第12回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、4番工藤委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第12回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番田守委員並びに6番橋端委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3、議案第27号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号17号の審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3議案第27号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。 農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。 3ページをお開きください。 議案第27号、受付番号17号の申請は、所有者の労働力不足により、農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致し、申請されたものです。 譲受人は、農地取得後、畑として利用することです。 農地の所在は、大字西越字下堂ヶ前、地目は畑、面積は●●●●m ² 、売買額は●●●●円であります。4ページの農地法第3条第1項の調査書のとおり、周辺農地の状況および地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 5ページに許可申請書の写し、6ページに位置図、7ページに現況画像を添付してありますので、参考にしてください。

	以上で受付番号第17号の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第27受付番号17号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第27号は原案のとおり決定しました。 次に、日程第4議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 受付番号68号から70号は関連がありますので、一括して審議に付します。 なお、当時案は、7番谷地村職務代理が、利害関係人でありますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参考の審査開始から終了まで退室をお願いします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	8ページをお開きください。 日程第4議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙農用地利用集積計画の決定について承認を求めるものです。 すべての事案が公告について権利移動する一括方式による貸借となっております。 9ページをお開きください。 受付番号68号から70号は、所有者の農業経営リタイヤによる貸借です。 初めに受付番号68号についてご説明いたします。 新郷村長より令和3年11月25日付け新農林第313号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 農地の所在は、大字西越字西越、地目は田で計9筆、面積は●●●●m ² 、10年間の使用貸借です。 10ページから13ページに協議に係る文書等の写し、14ページに位置図、15ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。 16ページをお開きください。 受付番号69号についてご説明いたします。 新郷村長より令和3年11月25日付け新農林第314号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

	<p>農地の所在は、大字西越字西越、地目は田で計2筆、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>17ページから20ページに協議に係る文書等の写し、21ページに位置図、22ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>23ページをお開きください。</p> <p>受付番号70号についてご説明いたします。</p> <p>農地の所在は、大字西越字西越、地目は田で面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。24ページから27ページに協議に係る文書等の写し、28ページに位置図、29ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号68号から70号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第28号、受付番号68号から70号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は、いずれも田で、所有者は農業経営をリタイアするため、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ申請地目のとおり貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第28号受付番号68号から70号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号受付番号68号から70号は原案のとおり決定しました。</p> <p>谷地村職務代理の入室を求めます。</p> <p>次に、議題第28号受付番号71号について審議に付します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>30ページをお開きください。</p> <p>受付番号71号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和3年11月25日付け新農林第315号で農用地利用集積計画の</p>

	<p>決定を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字田茂代家ノ向、地目は田で計2筆、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>31ページから34ページに協議に係る文書等の写し、35ページ位置図、36ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号71号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第28号、受付番号71号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は田で、以前から受け手が耕作しており、今回、相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ田として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止 及び 景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第28号受付番号71号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号、受付番号71号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第28号、受付番号72号について審議に付します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>37ページをお開きください。</p> <p>受付番号72号についてご説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和3年11月25日付け新農林316号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字戸来字雨池、地目は畠、面積は●●●●m²、10年間の使用貸借です。</p> <p>38ページから41ページに協議に係る文書等の写し、42ページに位置図、43ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号72号の説明を終わります。</p>

議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を3番下村委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第28号、受付番号72号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第28号受付番号72号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第28号受付番号72号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第28号受付番号73号について審議に付します。</p> <p>当時案では、7番谷地村職務代理が、利害関係人でありますので、農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、当該事案の審査開始から終了まで退室をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>44ページをお開きください。</p> <p>受付番号73号について説明いたします。</p> <p>新郷村長より令和3年11月25日付け新農林第317号で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。</p> <p>農地の所在は、大字西越字外山、地目は畠で計3筆、面積は●●●●m²、10年間の賃貸借で、10aあたり●●●●円であります。</p> <p>45ページから48ページに協議に係る文書等の写し、49ページに位置図、50ページに現況画像を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号73号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を9番佐藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第28号、受付番号72号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地目は畠で、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機</p>

	<p>構へ貸し付けし、受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第28号受付番号73号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号受付番号51号から53号は原案のとおり決定しました。</p> <p>谷地村職務代理の入室を認めます。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和3年第12回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年 12月 9日

議 長 日向 將行

署名者 長井 進

署名者 橋端 哲美